

## 船舶事故調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月26日 07時30分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港南南東方沖 勝浦灯台から真方位162° 13海里付近 (概位 北緯34° 55.9′ 東経140° 24.0′)
事故の概要	漁船力進丸は、北進中、また、漁船正寿丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 力進丸、4.96トン CB3-71044、個人所有 B 漁船 正寿丸、4.44トン CB3-71170、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 右舷ビルジキールに欠損 B 左舷船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、操業を終えて勝浦市浜行川の係留地に向け、約6ノットの対地速力で北進中、付近で操業する他の漁船に注意を向けていたところ、B船と衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、操業を終えて漂流しながら帰港の準備をしていたところ、左舷船尾付近にA船の船首部を認めたので、機関を後進にかけてA船を避けようとし、前部甲板の左舷側から操舵室に向かったが間に合わず、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、付近で操業する他の漁船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船と衝突したものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、帰港の準備をしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。 操縦者Bは、操縦免許を受けていなかったことから、B船を操縦してはならなかった。
原因	本事故は、船長A及び操縦者Bが共に見張りを適切に行っていなか

	ったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 小型船舶操縦免許を受けていない者は、小型船舶を操縦しないこと。</li></ul>